

## 2020 年度版 SA 復元問題集 法学編

### ■p. 80 憲法 No.44 (1)・(5) 問題・解説

(5) の問題・解説全てを以下のとおり差し替えます。

#### 問題

(5) 国務大臣の任免の決定は、内閣総理大臣の一身専属的な権限であり、内閣の了承を必要としないが、任免手続における天皇の認証には内閣の助言と承認が必要である。

#### 解説

(5) 正しい。「内閣総理大臣は、国務大臣を任命」し、また、「任意に国務大臣を罷免することができる。」(憲法 68 条 1 項、2 項)。国務大臣の任免権は、内閣総理大臣の専権であるから、その決定の際に閣議にかける必要はなく、もちろん他の国務大臣の意見を徴する必要もない。ただし、その任免手続においては天皇の認証が必要であり(憲法 7 条 5 号)、これに対する内閣の助言と承認(憲法 3 条)が必要となる。

これに伴い、(1) の問題解説を以下のように差し替えます。

#### 問題

誤：「～とすることはできない。」

正：「～とすることができる。」

#### 解説

誤：「正しい。」

正：「誤り。」

正答肢が変更になっていますので、文末の正解を (5) から (1) へ変更します。

### ■p. 135 行政法 No.6 (1) 問題・解説

問題文 (1) 2 行目からの「都道府県警察の事務は、犯罪被害者等給付金支給法が定める給付金の支給以外は、全て自治事務である」を、以下のとおり差し替えます。

**「都道府県公安委員会の事務のうち、犯罪被害者等に対する給付金の支給に関する事務は、法定受託事務とされている」**

解説 (1) 2 行目からの「都道府県警察の事務は自治事務として整理されており、法定受託事務とされているのは、犯罪被害者等給付金支給法 20 条に規定する事務のみである」を、以下のとおり差し替えます。

**「都道府県公安委員会の事務の大半は自治事務とされており、法定受託事務とされている」**

のは、犯罪被害者等に対する給付金その他の支給に関する事務（犯罪被害者等給付金支給法 20 条、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 17 条、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 20 条等）など、ごく一部の事務に限られる。」

■p. 479 刑事訴訟法 No.34（5）問題

誤：司法警察員

正：司法警察職員